

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案要綱

1 総則

(1) 目的

この法律は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(第1条関係)

(2) 名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構とする。

(第2条関係)

(3) 機構の目的

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。

(第3条関係)

(4) その他

機構の事務所及び資本金について所要の規定を設けるものとする。

(第4条、第5条関係)

2 役員及び職員

(1) 役員

機構に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。

(第6条関係)

(2) 理事の職務及び権限等

理事の職務及び権限等、役員の任期、役員の欠格条項の特例、役員及び職員の注意義務及び秘密保持義務について所要の規定を設けるものとする。

(第7条-第11条関係)

(3) 役員及び職員の地位

役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。

(第12条関係)

3 業務

(1) 業務の範囲

機構は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- イ 廃止前の郵便貯金法等の規定により郵便貯金の業務を行うこと。
- ロ 廃止前の簡易生命保険法等の規定により簡易生命保険の業務を行うこと。
- ハ イ及びロの附帯業務を行うこと。

機構は、の業務のほか、その目的を達成するため、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて、教育積立郵便貯金の預金者からの貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと及びその附帯業務を行うことができるものとする。

(第13条関係)

(2) 中期計画の記載事項

機構は、中期計画に、郵便貯金資産の運用計画、簡易生命保険資産の運用計画等を定めるものとし、その運用計画を定めるに当たっては、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の適正かつ確実な実施を目的とし、市場に及ぼす影響を少なくしつつ、確実で有利な運用となるように定めなければならないものとする。

(第14条関係)

(3) 郵便貯金管理業務

機構は、総務大臣の認可を受けて、銀行その他の者との契約により当該者に郵便貯金管理業務の一部を委託することができるものとともに、委託を受けた者は、機構の同意を得て、委託を受けた郵便貯金管理業務の一部を他の者に再委託することができるものとし、当該再委託を受けた者についても同様とするものとする。

(第15条関係)

(4) 簡易生命保険管理業務

機構は、総務大臣の認可を受けて、生命保険会社を相手方として、再保険契約を締結することができるものとする。

再保険契約が締結されたときは、機構は、払戻しを受けることができる再保険料の請求権、再保険金の請求権その他の当該再保険関係により生じた債権の額につき、当該生命保険会社の総財産の上に先取特権を有するものとする。

機構は、総務大臣の認可を受けて、生命保険会社その他の者との契約により当該者に簡易生命保険管理業務の一部を委託することができるものとともに、委託を受けた者は、機構の同意を得て、委託を受けた簡易生命保険管理業務の一部を他の者に再委託することができるものとし、当該再委託を受けた者についても同様とするものとする。

(第16条-第18条関係)

4 財務及び会計

(1) 区分経理

機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれに定める勘定を設けて整理しなければならないものとする。

郵便貯金管理業務 郵便貯金勘定

簡易生命保険管理業務 簡易生命保険勘定

(第19条関係)

(2) 政府保証

政府は、次に掲げるものに係る機構の債務を保証するものとする。

郵便貯金として預入された貯金の払戻し及びその貯金の利子の支払

旧簡易生命保険契約に基づく保険金、年金等の支払

(第20条関係)

(3) 簡易生命保険価格変動準備金等

機構は、毎事業年度末において、簡易生命保険勘定に簡易生命保険価格変動準備金、簡易生命保険責任準備金及び簡易生命保険支払準備金を積み立てなければならないものとする。

(第21条、第23条、第24条関係)

(4) 簡易生命保険責任準備金の算出方法書

機構は、簡易生命保険責任準備金の算出方法書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならぬものとする。

(第22条関係)

(5) 利益及び損失の処理の特例等

利益及び損失の処理の特例等所要の規定を置くものとする。

(第25条関係)

(6) 長期借入金

機構は、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に必要な費用に充てるため、総務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができるものとともに、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、総務大臣の認可を受けなければならないものとする。

(第26条、第27条関係)

(7) 郵便貯金資産の運用

機構は、預金者貸付け、国債等の債券の売買、金融機関への預金等の方法による場合を除くほか、郵便貯金資産を運用してはならないものとする。

機構は、金融機関への預金の方法により郵便貯金資産を運用するときは、原則として担保を徴しなければならないものとする。

(第28条関係)

(8) 簡易生命保険資産の運用

機構は、保険契約者貸付け、有価証券等の売買、金融機関への預金等の方法による場合を除くほか、簡易生命保険資産を運用してはならないものとする。

(第29条関係)

(9) 運用に係る制限

機構は、地方債等の有価証券を郵便貯金資産又は簡易生命保険資産をもって取得するときは、応募又は買入れの方法により行わなければならないものとする等所要の制限を設けるものとする。

(第30条関係)

5 雜則

(1) 報告及び検査

総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、業務の委託を受けた者又は再委託を受けた者に対し、その委託を受けた業務に關し報告をさせ、又は立入検査をできるものとする。

(第31条関係)

(2) 特に必要がある場合の総務大臣の要求

総務大臣は、郵便貯金管理業務又は簡易生命保険管理業務の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、郵便貯金管理業務又は簡易生命保険管理業務に關し必要な措置をとることを求めることができるものとする。

(第32条関係)

(3) 主務大臣等

機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ総務大臣、総務省及び総務省令とするものとする。

(第34条関係)

6 罰則その他

罰則その他所要の規定を設けるものとする。

(第33条、第35条-第39条関係)

7 附則

(1) 施行期日

この法律は、一部を除き、郵政民営化法の施行の日から施行するものとする。

(附則第1条関係)

(2) 業務の特例

機構は、3(1)の業務のほか、当分の間、廃止前の郵便振替法等の規定により外地郵便振替貯金等の業務を行うことができるものとする。

(附則第2条関係)

(3) 政府保証

政府は、郵便振替として受け入れた口座の預り金の払出しに係る機構の債務を保証するものとする。

(附則第3条関係)